

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	放射性物質簡易検査機器保守点検業務委託	07 医療・理化学機器保守等	EMFジャパン株式会社	1,628,000	R6.12.20	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
2	保健衛生システム運用保守業務委託(長期継続・令和7年1月~12月分)	10 情報処理	日本コンピューター株式会社	23,661,000	R6.12.27	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

特名随意契約理由書

1 案件名称

放射性物質簡易検査機器保守点検業務委託

2 契約の相手方

EMF ジャパン株式会社

3 隨意契約理由

当該機器は、食品中の放射性物質（ γ 線放出核種）を NaI (Tl) シンチレーション検出器にて測定しており、放射性セシウムの測定下限値を 25Bq/kg以下に維持しながら測定する必要があるため、極めて精密に設計されている。また、当該検査の結果は、食品の被収去者に検査成績書として発行しているほか、本市ホームページを通じて市民に広く公開している。そのため、検査結果は慎重に取り扱う必要があり、機器の性能が検査結果に反映されるので、定期的に点検及び校正を行い検査の信頼性を確保する必要がある。

当該機器はEMF ジャパン株式会社の独自技術により開発されたものであり、同機器の販売、保守点検及び修理のすべてをEMF ジャパン株式会社のみが行っている。よって、EMF ジャパン株式会社以外では当該機器の保守点検を行うことができないことから、今回、保守点検業務委託契約をEMF ジャパン株式会社と締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康推進部生活衛生課（食品衛生グループ）

（電話番号 06 - 6208 - 9991）

随意契約理由書

1 案件名称

保健衛生システム運用保守業務委託（長期継続・令和7年1月～12月分）

2 契約の相手方

日本コンピューター株式会社

3 隨意契約理由

保健衛生システムは、日本コンピューター株式会社が独自の技術により開発したシステムであり、運用保守については上記業者以外では技術面の対応が不可能であり、上記業者以外が実施した場合、不具合が生じた際の責任の所在が不明になり、著しい支障がでる恐れがあることから、本件業務を委託することが対応できるのは、開発業者である日本コンピューター株式会社のみである。以上のことから、特名により上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所保健医療対策課（保健情報グループ）（電話番号 06-6647-0685）